

2026年10月22日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

阿久比町長 田 中 清 高
(公 印 省 略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する 回答について

秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろは、町行政につきまして御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
貴団体からの陳情書について、下記のとおり回答させていただきます。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】ふくし課

第9期計画では、基金を約2億1千万円拠出する見込みで介護保険料は知多5市5町で3番目に低く抑えています。また、保険料段階は第8期計画までの12段階から、国基準に合わせて13段階に設定しており、低所得者軽減も国基準に合わせて第1段階から第3段階まで実施しています。

さらなる多段階化については第9期計画の実績を踏まえながら第10期策定において検討していきます。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】ふくし課

総合事業では、主に現行相当サービスや緩和型A・Bのサービスを行っており、一方的な打ち切りなどはしないよう努めてまいります。また、報酬単価については、国の通知に従い定めています。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【回答】ふくし課

本町は中山間地域ではありませんので、上記制度を採用する予定はありません。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】ふくし課

福祉用具貸与は、国の法令や通知に基づき実施しており、通知の範囲内で適正な手続きに努めてまいります。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】ふくし課

第9期阿久比町保健事業計画・高齢者福祉計画においては認知症対応型共同生活介護の整備について予定していましたが、同事業の既存の待機者数を把握し、介護保険事業・高齢者福祉事業運営協議会で協議をした結果、新たな事業所を維持できるだけのニーズがないと判断し第9期での施設整備を断念しました。

今後の整備については、第10期の運営協議会にて検討してまいります。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【回答】ふくし課

要介護1・2の方の特例入所については、個別の状況に応じて対応いたします。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさな

い形で実施してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】ふくし課

必要に応じて運営指導等で聞き取りをしています。

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】ふくし課

高齢者については70歳以上の方に、初乗料金を助成するタクシー券を配布しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】ふくし課

第10期計画の一部として整備することを検討しています。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】ふくし課

阿久比町高齢者おかえりサポート事業で、「賠償補償制度」を保険料無料で実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】ふくし課

認知症地域支援推進員と共に、検討してまいります。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【回答】ふくし課

策定委員会の傍聴、議事録の公開などについては、策定委員と協議しつつ検討いたします。

その意見を積極的に住民から聞く機会については、第1号・第2号被保険者の代表者に策定委員を委嘱しているほか、パブリックコメントを実施し、住民から意見を聞く機会を設けています。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【回答】ふくし課

第10期計画については、各年代の人口の推移を十分に確認しつつ策定を進めてまいります。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】ふくし課

対象者については、今後の検討課題といたします。対象となる方には、確定申告の時期に障害者控除対象者認定書を個別に送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】住民医療課

保険税の引き下げは、現在のところ考えていません。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】

本町の基金残高は0円です。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】住民医療課

減免の拡充は考えていません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】住民医療課

国において減免制度が拡充される予定です。制度改正に合わせて対応していきます。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】住民医療課

現在のところ考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】住民医療課

特別療養費の適用に際しては、事前に何度も滞納に関する通知をし、納税相談の上、弁明の機会を設け、資力があるにも関わらず督促に応じない世帯に対してのみ行う予定をしています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】住民医療課

未納者については、その実態調査や面談等により生活実態の把握に努め、生活再建と共に納税相談を行っています。法令の規定に基づき、適正な調査の上、滞納処分の執行停止を行っています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】住民医療課

滞納処分は国保運営上必要な制度と認識しています。未納者については、その実態調査や面談等を行っています。滞納処分につきましても法令を遵守して行っています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【回答】住民医療課

県内の国保財政が安定化するメリットもあることから、保険料(税)水準の統一は必要と考えています。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【回答】住民医療課

県主導で検討しており、本町としては、県に即していきたいと思います。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】住民医療課

現在のところ考えていません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】住民医療課

現行制度の変更は現在のところ考えていません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】住民医療課

現在のところ考えていません。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】住民医療課

資格確認書の発行につきましては、国の指針に基づき、マイナ保険証をお持ちでない方等に対して、申請を必要とせず自動的に交付することとなっています。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の拡充などの計画はありません。)

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、生活保護施設などを所有・運営していません。また、現時点で所有・運営する計画はありません。)

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体

としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の適用拡充などの計画はありません。)

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、扶養照会はしていません。)

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努め

ています。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の適用拡充などの計画はありません。)

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の適用拡充などの計画はありません。)

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【回答】住民医療課

現行制度の存続に努めます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【回答】住民医療課

子ども医療費については、入院・通院に対し、18歳年度末まで助成しています。入院時食事療養費の標準負担額につきましては、限られた財源の中、現在のところ、考えていません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持してい

ない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】住民医療課

平成20年4月1日より自立支援医療(精神通院)対象者には精神通院医療費の助成を実施しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】住民医療課

限られた財源の中、現在のところ考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】住民医療課

限られた財源の中、現在のところ考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】児童保育課

「居場所づくり」として児童館事業や放課後児童健全育成事業を実施しています。こども食堂の支援は阿久比町社会福祉協議会が行っています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】保健こども課

こども家庭センターを令和7年4月に設置し、困難事例等対応職員として正規職員の保健師を2名配置しています。また、虐待対応専門員として会計年度任用職員を2名、心理担当職員として会計年度任用職員を1名配置しており、相談体制を整備しています。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】学校教育課

就学援助に係る基準については、近隣市町と同じく生活保護基準額の1.3倍としています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

クラブ活動費については、各校の要望及び児童生徒数に応じて補助しています。

Wi-Fi環境がない世帯については、教育委員会より無線通信機器を無償貸与し、通信費も負担しています。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】学校教育課

申請の受付については、どちらでも可能です。年度途中においても、新たに該当となる方

には制度を案内し、申請していただいています。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】学校教育課

現行の学校給食法では、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費は保護者の負担と定められています。

小学校については、令和8年4月より、学校給食費の抜本的な負担軽減に伴う国の給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、無償となっています。

中学校についても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度は給食費400円のうち100円を充てています。

現在実施している給食費の負担軽減は、国の交付金を財源として実施しているものであり、町が一般財源を恒常的に投入して給食費を負担しているものではありません。

給食費を恒久的に無償化するためには、町の一般財源から継続的に負担する必要があります。しかし、町予算には限りがあり、他の事業との調整が必要となります。

このため、現時点では、町独自の財源を投入して給食費を無償とする考えはありません。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【回答】学校教育課

現時点では、義務教育全体の無償化の予定はありません。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】児童保育課

近年、給食に使用する食材価格が継続的に上昇しており、これまでの給食費では安定的で質の高い給食提供を維持することが難しい状況から、長らく据え置いていた給食費を令和8年度より町立保育園では1食当たり25円の値上げをしています。実際には、保護者の負担以上に経費が掛かるため、町が一部を負担しています。

このような状況から現在のところ、給食費の無償については検討していません。

なお、私立園には、昨年度に引き続き県の補助を活用し、物価高騰等に係る支援金を交付する予定です。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【回答】児童保育課

本町の給食自園調理について私立園では、自園で行われていますが、町立園では各園に自園調理が可能な施設・設備が整っていないことなどから実施していません。このような状況により、町立園については、運営の合理化を進める観点により給食センター方式による安定的な給食提供が行われていることから、引き続きこの方式で進めてまいります。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】児童保育課

保育士配置基準については、国の改正基準をすでに実現済みです。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

【回答】児童保育課

公立保育施設の統廃合や民間移管の予定は現在のところなく、待機児童もいません。

また、認可保育所の整備・増設については、今後の待機児童の状況等を鑑み、適切に対応していきます。

育児休業を取得した場合の保育施設の利用については、3歳児以上に適用しています。未満児への適用拡大については、今後の入所申し込み状況等を鑑み、適切に対応していきます。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】児童保育課

指導監査については、引き続き実地検査を原則として、各施設の実態把握に努めていきます。なお、監査を行う職員は保育士の有資格者であり保育業務に精通した者を配置しています。

- ④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【回答】児童保育課

令和8年度から町立保育園にて事業を実施しています。これまでどおり、指導保育士等が定期的に保育園に訪問し実施状況の把握をしています。また環境整備及び職員配置については、国基準を基本としながら検討を進めます。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑みて、令和6年度より以下のとおり支給額を変更しています。

障害の程度	改正前	改正後
身体障害者手帳 1 級及び 2 級、知能指数 35 以下並びに福祉手帳 1 級	4,600 円	5,500 円
身体障害者手帳 3 級、知能指数 36 以上 50 以下及び福祉手帳 2 級	4,000 円	4,800 円
身体障害者手帳 4 級及び 5 級、知能指数 51 以上 75 以下並びに福祉手帳 3 級	1,700 円	2,000 円
身体障害者手帳 6 級	1,400 円	1,600 円

身体障害者手帳 3 級及び知能指数 36 以上 50 以下	4,600 円	5,500 円
-------------------------------	---------	---------

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【回答】ふくし課

事業者から設置についての相談があったときは、直ちに県へ繋ぐ等の支援をしています。また、障害福祉計画等でニーズを見極め、必要に応じて事業者に働きかけていきます。

拡充に係る具体的な計画は現時点ではありませんが、国・県の制度を周知しつつ、具体策を検討します。また、新たな補助制度や加算等の創設の計画はありません。

今後、状況が変われば、基準や報酬単価などについて国等への要望とともに検討します。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【回答】ふくし課

障害福祉サービスは、申請者（障がい者・障がい児）の障がいの種類や程度、介護者の状況、サービスの利用意向等の聴き取り及び提出された「サービス等利用計画案」等を勘案して、個別の状況に応じた支給時間を決定しています。

現時点では基本報酬の増額等の予定はありませんが、必要に応じて国等への要望とともに検討します。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【回答】児童保育課

就園前の障害児に関する情報を各関係部署と共有しており、地域で通える場所・体制については、その児童にとって保育園を含めてどの選択肢が最善なのかを考えています。

- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【回答】児童保育課

町単独事業として、児童発達支援を利用する児童を対象に、給食費を含めた就学前障害児施設利用助成金を支給しています。

- 3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【回答】児童保育課

障害児の発達支援や社会適応力の向上のために適切なサービスに繋がるよう、相談支援体制の整備を進めています。

- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【回答】ふくし課

自治体職員の訪問調査等は現時点で実施する予定はありませんが、成年後見制度を始めとした各種制度の啓発は広報等により実施しています。また、施設における障害者虐待として認定したケースについては、検証とともに施設に対する改善通知等による再発防止を要請しています。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】ふくし課

介護保険サービスが利用できる方で、利用を希望される障害福祉サービスと同様のサービス内容や機能が介護保険サービスにあるときは、原則、介護保険サービスを優先して利用していただいています。しかし、一律に介護保険サービスに移行させ、障害福祉サービスを打ち切るということではなく、利用者が必要としている支援の内容を介護保険サービスで受けられるかどうかを把握したうえで、個別の状況に応じた支給内容・支給時間を決定しています。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【回答】保健こども課

町の方針として、接種費用の3割程度を自己負担額とすることになっているため、高齢者肺炎球菌、带状疱疹ワクチンの自己負担額も、それをもとに算出しています。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【回答】保健こども課

50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンについては、令和6年度より任意接種に対する助成制度を実施しています。

高齢者肺炎球菌の2回目接種は、1回目接種を助成していない方を任意接種の対象としています。

その他については、近隣市町村の対応状況等を参考にしながら検討していきます。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】保健こども課

令和8年度より、産婦健診の助成対象回数を2回に拡充しました。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】保健こども課

令和8年4月より実施しています。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】保健こども課

妊婦歯科健診は、すでに実施しています。産婦については、今後検討してまいります。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】保健こども課

令和8年度より、週3日非常勤の歯科衛生士を配置しました。また、乳幼児健診等、複数の歯科衛生士が必要な事業については、臨時職員の歯科衛生士で対応しています。本町の規模では、常勤での配置は困難であると考えます。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【回答】保健こども課

本町には公立病院はありません。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】保健こども課

現在制度はありませんが、近隣市町村の状況等を参考にしながら、検討していきます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上